

○岡山市近水園条例

昭和46年4月1日

市条例第86号

改正 昭和51年3月23日市条例第28号

昭和57年3月27日市条例第39号

平成20年12月25日市条例第71号

平成26年3月25日市条例第95号

平成31年3月19日市条例第87号

(目的)

第1条 この条例は、岡山市近水園、吟風閣及びその他の附属建物（以下「近水園」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 近水園を岡山市北区足守803番地に設置する。

(使用の許可)

第3条 近水園を使用しようとする者は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序、善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は器物を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 第3条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が吟風閣を使用するときは、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

3 教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の禁止)

第6条 近水園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 工作物又は備品を汚損し、又は破壊すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 許可以外の場所に立ち入ること。
- (5) その他公共の保安、衛生、風紀上支障となる行為をすること。

(原状回復)

第7条 使用者は、設備その他の使用を終わったときは、ただちに職員の指示に従い設備その他を原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に復し、これに要した費用を徴収する。

(損害賠償)

第8条 使用者が施設、設備等をき損したときは、教育委員会の指示に従ってその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則 (昭和51年市条例第28号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年市条例第39号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年市条例第71号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年市条例第95号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年市条例第87号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表

吟風閣使用料

室数	使用区分	1日又は1回につき
1間		730円
2間		940円
3間		1,150円
4間		1,360円

午後6時以後の使用については、その使用料の10分の2の割増料金を徴収する。